

有効期間5年（令和9年12月31日まで）

令和4年12月22日

各 警 察 署 長 様

生 活 安 全 部 長  
(生活安全総務課)

自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の  
事務取扱要領の細部事項の一部改正について（通達）

自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の事務の取扱いにおける細部事項の運用については、「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の事務取扱要領の細部事項の制定について」（令和4年7月13日付け、生活安全部長通達。以下「旧細部事項」という。）により実施してきたところであるが、この度、旧細部事項を一部改正し、新たに別添のとおり定めたので、周知徹底を図るとともに、運用について誤りのないようにされたい。ただし、本通達による改正前の様式により使用されている書類は、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

なお、施行日は、令和5年1月1日とし、旧細部事項は廃止する。

## 別添

自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の  
事務取扱要領の細部事項

### 1 証明申請書等の進達要領

自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の事務取扱要領（以下「要領」という。）の第2の3に規定する警察署から生活安全総務課への進達は、「青色回転灯等を装備した自動車による自主防犯パトロールの申請について」（別記様式第1号）により行うこと。

なお、この際、別紙「青色防犯パトロール申請チェック表」を活用し、団体の該当性を確認すること。

### 2 青色防犯パトロール講習（以下「講習」という。）

#### (1) 実施要領

##### ア 実施日

警察署での証明申請を受理後、おおむね10日以内実施する。

##### イ 実施場所

申請を受理した警察署とする。

なお、受講者の人数、利便等を勘案のうえ、例外を認めることとする。

【例】市区町役場会議室等

##### ウ 実施者

- 申請を受理した警察署の生活安全課員又は生活安全刑事課員
- 生活安全総務課員
- 防犯活動アドバイザー

##### エ 受講者

青色回転灯等を装備した自動車による自主防犯パトロール（以下「青色防犯パトロール」という。）の実施者（予定の者も含む。）

※ 青色防犯パトロールを実施するためには、パトロールを実施する者全員が青色防犯パトロール講習を受講する必要はないが、パトロール車両に少なくとも1人以上の講習受講者（パトロール実施者証所持者）が乗車していることが必要である。

##### オ 講習時間

おおむね2時間

##### カ 講習内容

- 青色防犯パトロールの心構え

- パトロール実施地域の特性（犯罪発生状況等）
  - 地域住民からの急訴事案への対応要領
  - 犯罪を目撃した場合の警察への通報要領
  - 青色防犯パトロール実施上の留意事項
    - ・ 証明の取消し事由の説明
    - ・ 証明取消後の運輸支局等への証明取消の手続の教示
    - ・ 犯人の追尾等危険な行為の禁止
- 等

## (2) 実施結果報告

青色防犯パトロール講習を実施した場合は、実施結果を「青色防犯パトロール講習の実施結果について」（別記様式第2号）により生活安全総務課宛てに報告すること。

## (3) おおむね3年ごとの青色防犯パトロール講習

青色防犯パトロール開始後、おおむね3年が経過するまでの間に、青色防犯パトロール実施者に青色防犯パトロール講習を受講させる。受講しない場合は、講習の必要性を説明するなどして受講を促し、受講することができないと認められる場合には、証明の適否について再度検討すること。

なお、おおむね3年ごとの青色防犯パトロール講習についても、実施結果を別記様式第2号により、生活安全総務課宛てに報告すること。

また、適切な青色防犯パトロールの継続のため、団体に対し年1回以上の情報提供（犯罪の発生情報、犯罪情勢等を分析した資料など、より効果的な活動を行うために必要な情報の提供）を行うこと。

## (4) 要領の第4に規定するパトロール実施者証裏面の記載要領

講習実施者欄は、当該講習の実施責任者が押印すること。

## 3 活動日誌の作成依頼等

青色防犯パトロールの実施に係る警察本部長の証明に関し、原則として週1回以上の継続的な自主防犯パトロールの実施が基準とされていることから、青色防犯パトロールを実施する団体に対し、活動状況の記録化として、活動日誌の作成を依頼すること。

なお、日誌の様式は問わないが、活動状況（日時、場所、実施者、実施車両等）を明記させること。

加えて、定期的（四半期単位等）に日誌の写しの提出を受けるか、又は日誌の提示を受け警察署で写しを作成するなどして、活動状況を確認すること。

## 4 備付け簿冊

生活安全総務課に

- 証明書交付簿（別記様式第3号）
- 標章交付簿（別記様式第4号）
- パトロール実施者証交付簿（別記様式第5号）
- 証明取消通知書交付簿（別記様式第6号）

を備え付け、各警察署にその写し（当該警察署が申請を受理した団体の関係分）を備え付けるものとする。

#### 5 講習受講状況等の管理

青色防犯パトロール実施者の講習受講状況は、パトロール実施者証交付簿により把握、管理すること。

#### 6 自主防犯活動の活性化に寄与する活動に対する認定手続における警察署長への通知方法等

##### (1) 要請団体から要請を受けた場合

要領の第8の2(1)イに規定する実際に運行する地域を管轄する警察署長への通知は別記様式第7号により行うこととする。

##### (2) 警察からの要請の場合

証明の交付を受けた団体が警察の要請によりデモンストレーション等を行う場合、要請を行った警察署は別記様式第8号により標章の交付を依頼すること。

また、要領の第8の2(2)に規定する実際に運行する地域を管轄する警察署長への認定の通知は別記様式第9号により行うこととする。

#### 7 文書の保存

文書の保存は次のとおりとする。

ただし、別記様式第1号、別記様式第1号の写し、別記様式第2号、別記様式第2号の写し、別記様式第8号については、当該証明を受けた団体が青色回転灯等装備車による自主防犯パトロールをしなくなったことにより、要領の第7の規定に基づき証明書等を返納した後の保存期間は、返納をした年の翌年の初日から5年とする。

文 書 名	保 存 所 属	保存期間
別記様式第1号	生活安全総務課	無期限
別記様式第1号の写し	警察署	無期限
別記様式第2号	生活安全総務課	無期限
別記様式第2号の写し	警察署	3年
別記様式第3号	生活安全総務課及び警察署	無期限

別記様式第4号	生活安全総務課及び警察署	無期限
別記様式第5号	生活安全総務課及び警察署	無期限
別記様式第6号	生活安全総務課及び警察署	無期限
別記様式第7号	警察署	3年
別記様式第8号	生活安全総務課	無期限
別記様式第9号	警察署	3年

年 月 日

警察本部長様

警察署長  
( 課)

## 青色回転灯等を装備した自動車による自主防犯パトロールの申請について

団 体	名 称	
	所在地	
	代表者	

上記団体から申請を受理したので、申請書類を進達する。  
なお、団体について調査した結果は次のとおりである。

調 査 結 果	<input type="checkbox"/>	1 青色回転灯等を装備した自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる団体であると認められる。
	<input type="checkbox"/>	2 青色回転灯等を装備した自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる団体であると認められない。
認められない場合は、その理由		
参 考 事 項		

## 青色防犯パトロール申請チェック表

申請書類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>1 証明申請書（別記様式第1号）</p> <p>2 団体・青色防犯パトロールの概要（別記様式第2号）</p> <p>3 青色防犯パトロール実施者名簿（別記様式第3号）</p> <p>4 誓約書（別記様式第4号）</p> <p>5 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面</p> <p>6 青色回転灯等の取付位置，灯火のおおむねの大きさ，形状が分かる程度の図面又は写真及び取付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料等</p> <p>7 青色回転灯等を装備しようとする自動車の使用承諾書（申請団体が自主防犯パトロールに使用する自動車を他の団体等から借り受けて当該パトロールを実施する場合であって，当該団体の構成員が使用する車両を借り受ける場合を除く。）</p>
団体の区分	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>1 広島県</p> <p>2 市区町</p> <p>3 県知事，警察本部長若しくは警察署長又は市区町長（以下「県知事等」という）から防犯活動の委嘱を受けた団体</p> <p>4 県知事等から委嘱を受けた者より構成される団体</p> <p>5 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号の一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>6 地域安全活動を目的として設立された特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の法人</p> <p>7 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の市区町長の認可を受けた地縁による団体</p> <p>8 上記1～7と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体</p> <p>9 上記（ ）から防犯活動の委託を受けた者（9については，括弧内に1から8のいずれかの数字を入れる。）</p>
パトロールの方法	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>1 自主防犯パトロール活動の実績及び計画に照らし，継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれるか。</p> <p>2 青色回転灯等は自動車の屋根に1個又は1体のみか。（マグネット等による容易な取り付けも可能）</p> <p>3 自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示されている又は表示予定であるか。</p> <p>4 青色回転灯等は，回転式又は光源が点滅する構造であるか。</p> <p>5 パトロール実施地域は，団体の規模等から判断して適当であるか。</p>

年 月 日

警察本部長様

警察署長  
( 課)

青色防犯パトロール講習の実施結果について

団 体	名 称	
	所 在 地	
	代 表 者	

上記団体の構成員に対する青色防犯パトロール講習の実施結果を報告します。

- 1 実施日時  
年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで
- 2 実施場所
- 3 講習実施者  
所属名 職名 氏名
- 4 受講者


- 5 備考
  - 1 新規受講者には、氏名の前に※印をつけること。
  - 2 記入欄が足りないときは、継続用紙を使用すること。











年 月 日

〇〇警察署長 様

警察本部長  
(生活安全総務課)

デモンストレーション等の運行を申請した団体に対する認定について (通知)

要請団体からの以下の内容での申請について、適切にデモンストレーション等の運行が実施できると認められるので、通知します。

証明書の交付年月日及び番号	
団体の名称及び所在地	
代表者の氏名、住所及び連絡先	
運行の目的	
運行する日時	
運行する場所及び当該場所を管轄する警察署	
運行に使用する自動車登録番号又は車両番号	
運行する自動車の基準緩和認定年月日	

年 月 日

警 察 本 部 長 様

( 警察署長  
課 )

デモンストレーション等の運行を要請した団体に対する認定  
について (依頼)

次のとおり、デモンストレーション等の運行を要請したので、当該団体に対する認定をお願いします。

証明書の交付年月日及び番号	
団体の名称及び所在地	
代表者の氏名、住所及び連絡先	
運行の目的	
運行する日時	
運行する場所及び当該場所を管轄する警察署	
運行に使用する自動車登録番号又は車両番号	
運行する自動車の基準緩和認定年月日	

年 月 日

( 関係 警 察 署 長 ) 様

警 察 本 部 長  
(生活安全総務課)

デモンストレーション等の運行を要請した団体に対する認定  
について (通知)

以下の内容で、警察からデモンストレーション等の運行の依頼を要請した団体が、  
適切に実施できると認められるので、通知します。

証明書の交付年月日及び番号	
団体の名称及び所在地	
代表者の氏名、住所及び連絡先	
運 行 の 目 的	
運 行 す る 日 時	
運行する場所及び当該場所を 管轄する警察署	
運行に使用する自動車登録番号 又は車両番号	
運行する自動車の基準緩和認定 年月日	